

答 申

第1 審査会の結論

山形県知事は、本件異議申立ての対象となった公文書の不開示部分のうち、別表1に示した部分を開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

1 異議申立人は、平成20年3月21日、山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定により、山形県知事（以下「実施機関」という。）に対し、実施機関が国に提出した、平成20年度最上小国川ダムに関する予算要求説明資料について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、土木部河川砂防課が保有する、別表2に掲げる最上小国川ダムに関する平成20年度概算要求ヒアリング資料（以下「本件公文書」という。）を特定したうえで、以下の「（1）開示をしない部分」を除いて公文書を開示する旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、「（2）開示をしない理由」を付して、平成20年4月18日付け河砂第40号公文書一部開示決定通知書により、同日、異議申立人に通知した。

(1) 開示をしない部分

- ① 「様式C7 年度別予算配分予定表」（以下「様式C7」という。）のうち、最上小国川ダムに係る基準妥結時期及び本体発注時期
- ② 「様式C7(a) 年度別予算配分予定表」（以下「様式C7(a)」という。）のうち、最上小国川ダムに係る基準妥結時期及び本体発注時期
- ③ 「様式C7(b) 年度別予算配分予定表」（以下「様式C7(b)」という。）のうち、最上小国川ダムに係る平成21年度以降の年度別予算配分並びに基準妥結時期、本体発注時期、試験湛水時期及び完成予定時期
- ④ 「様式一懸案」のうち、漁業補償に関する記述部分
- ⑤ 「H20 年度要求の性格分析」のうち、各項目の金額部分（「c. 継続費等」、「d. 推進費等」及び「e. その他費」の合計に係る「小計」欄並びに最上小国川

- ダムの「事務費」を除く。)
- ⑥ 「様式8-3 平成20年度最上小国川ダム建設工事年度別内訳及び実施内容」
(以下「様式8-3」という。)のうち、
 - ア. 金額に関する部分
 - イ. 項目・数量に関する部分
 - ⑦ 「様式C2」のうち、
 - ア. 主な市民団体等の動向に関する記述部分
 - イ. 用地補償等に関する部分
 - ウ. 環境に関する記述部分
 - ⑧ 「様式8-3(詳細) 平成20年度最上小国川ダム建設工事年度別内訳及び実施内容(詳細版)」(以下「様式8-3(詳細)」という。)のうち、
 - ア. 金額に関する部分
 - イ. 項目・数量に関する部分
 - ⑨ 「様式C3」のうち、
 - ア. 各項目の金額部分(「H20要求計」及び「事務費」を除く。)
 - イ. 要求詳細内容・理由等に関する記述部分
 - ⑩ 「様式C3-1」のうち、
 - ア. 各項目の金額部分(「H19要求計」及び平成20年度要求額共同費のうち「事務費」を除く。)
 - イ. 要求詳細内容・理由等に関する記述部分
 - ウ. 予算制約による問題点に関する記述のうち、本体発注年度及び制約後の完成予定年度等
 - ⑪ 「様式F 最上小国川ダム建設工事年度別工事予定表」(以下「様式F」という。)のうち、工程に関する記述部分
 - ⑫ 「様式F(a) 最上小国川ダム建設工事年度別工事予定表」(以下「様式F(a)」という。)のうち、工程に関する記述部分
 - ⑬ 「様式-環境」のうち、希少野生動植物種の生息箇所に関する記述部分
 - ⑭ 「H20概算要求ヒアリング説明資料1-4 治水の必要性」(以下「説明資料1-4」という。)のうち、
 - ア. 個人に関する記述部分
 - イ. 床上浸水、床下浸水に関する記述部分
 - ⑮ 「H20概算要求ヒアリング説明資料1-11 ダム反対論者による活動」(以下「説明資料1-11」という。)のうち、現状に関する記述部分
 - ⑯ 「H20概算要求ヒアリング説明資料1-12 小国川漁業協同組合について」(以

下「説明資料1-12」という。)のうち、

ア. 個人に関する記述部分

イ. 組合員数の推移、経営方針、収支決算に関する記述部分

ウ. 漁業補償の考え方に関する記述部分

- ⑰ 「H20 概算要求ヒアリング説明資料1-13 地元の最上小国川ダム知事要望」
(以下「説明資料1-13」という。)のうち、個人に関する記述部分

(2) 開示をしない理由

- ・ ⑭のア、⑯のア及び⑰ 条例第6条第1項第2号該当
特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより特定の個人が識別されるため
- ・ ⑭のイ及び⑯のイ 条例第6条第1項第3号該当
開示することにより、当該法人等の経営に影響を及ぼすおそれがあるため、又は当該法人等の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるため
- ・ ①、②、③及び⑩のウ 条例第6条第1項第5号該当
開示することにより、誤解や憶測により混乱を生じさせるおそれがあるため
- ・ ⑦のア及びイ並びに⑮ 条例第6条第1項第5号該当
事実関係の確認が不十分な情報であり、開示することにより誤解や憶測による混乱を生じさせるおそれがあるため
- ・ ⑥のイ、⑧のイ、⑨のイ及び⑩のイ 条例第6条第1項第5号該当
開示することにより、補償基準妥結時期、本体着手年度、完成予定年度等が推測され、関係者からの圧力等により事業の進捗に支障を及ぼすおそれがあるため
- ・ ⑪及び⑫ 条例第6条第1項第5号該当
開示することにより、開示を受けた者等が不当に利益を受けるおそれがあるため
- ・ ④及び⑯のウ 条例第6条第1項第6号該当
開示することにより、今後の交渉事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
- ・ ⑤、⑥のア、⑧のア、⑨のア及び⑩のア 条例第6条第1項第6号該当
開示することにより、入札予定価格が推察され、入札の公正な競争が阻害され、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
- ・ ⑦のウ及び⑬ 条例第6条第1項第6号該当
開示することにより、希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすおそれがあるため

- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、平成20年6月2日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。
- 4 平成20年6月19日、実施機関は、条例第11条の規定により、山形県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書、口頭意見陳述において主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 漁業協同組合は、漁業法、水産業協同組合法、県の内水面漁業調整規則等により知事から漁業権を免許され、資源の枯渇を防ぐために繁殖保護、漁場環境の保全、秩序の確立等を義務づけられている。ダムは建設段階であっても大きな自然破壊につながり、漁場の喪失、悪化をもたらすものであるが、恵まれた豊かな自然環境を壊さず、後世まで引き継ぐことは漁業協同組合に課せられた責任だと思っている。治水対策は温泉街の河道改修で十分対応できるものである。
- (2) ダム建設とは、関係住民にとって子々孫々の長期にわたって深刻な影響を与える行政計画である。最近九州の川辺川ダムの熊本県知事や、淀川の大戸川ダムの滋賀、大阪、京都及び三重の4府県知事がダムによらない治水を国に求めるなど、従来のダムによる治水が反省されている状況であり、行政は関連する情報を十分に開示して、住民の意見を聞くべきと考えているところである。また、河川法について日本弁護士連合会は、2007年7月12日に住民参加を十分に保障すべきであるという提言を行っているが、そのような考え方は県レベルにも当然に該当するものであり、情報公開をして住民参加を保障する流れとなっている。しかるに本件での非公開はこのような方向に逆行するものである。
- (3) 条例第6条第1項第2号「個人情報」該当として不開示とした部分について
 - ① 「説明資料1-4」に記載された過去の洪水被害に関する情報については、治水ダムの必要性を判断するための基本的な情報であることから最大限公開の方向で検

討されるべきである。条例第6条第1項第2号ただし書ハに規定する「人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示をすることがより必要であると認められる情報」に該当し、「個人情報」であっても開示すべき情報である。「説明資料1-13」に記載された「個人情報」についても同様である。

- ② 「説明資料1-12」に記載された、最上小国川漁業協同組合（以下「組合」という。）役員の情報については、開示を求めている組合自体に関する情報であり、全部開示すべきである。また、組合役員のダム建設に対する賛成・反対の区分を示した部分については、特に「個人情報」とは関係がないものであり、そのため、同じ資料について情報公開請求を受けた国は、この部分を開示している。県は不開示としているが、区分の存在すら隠蔽しようとしていると評価されても仕方のないものである。総代会で決議された事項について賛成派・反対派の区別はないのに、県は資料に「平成19年総代会資料から」として、組合役員をダム建設に対する賛成派・反対派に色分けをして記載したのは虚偽の記載であり、言語道断と言わざるを得ない。

(4) 条例第6条第1項第3号「法人等情報」該当として不開示とした部分について

- ① 「説明資料1-4」に記載された過去の洪水被害に関する情報については、治水ダムの必要性を判断するための基本的な情報であることから最大限公開の方向で検討されるべきである。条例第6条第1項第3号ただし書に規定する「人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活への侵害から人の生命等を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報」に該当し、「法人等情報」であっても開示すべき情報である。
- ② 「説明資料1-12」に記載された、組合の収支決算等に関する情報については、開示を求めている組合自体に関する情報であり、全部開示すべきである。

(5) 条例第6条第1項第5号「意思形成過程情報」該当として不開示とした部分について

- ① 「様式C7」、「様式C7(a)」、「様式C7(b)」及び「様式C3-1」については、不開示理由に「開示することにより、誤解や憶測により混乱を生じさせるおそれがある」とあるが、条例第6条第1項第5号に規定する「不当に混乱を生じさせる」との要件に該当する具体的な理由が存在しないことから、開示すべきである。
- ② 「様式C2」及び「説明資料1-11」については、不開示理由に「事実関係の確認が不十分な情報であり、誤解や憶測により混乱を生じさせるおそれがある」、又は「関係者の誤解を招き混乱を生じさせるおそれがある」とあるが、そもそも事実関係の確認が不十分な情報を国に対する予算要求資料とすることが不可解であって、条例第6条第1項第5号の規定に該当する具体的な理由が存在しないことから、開

示すべきである。

- ③ 「様式8-3」、「様式8-3（詳細）」、「様式C3」及び「様式C3-1」については、不開示理由に「関係者からの圧力等により事業の進捗に支障を及ぼすおそれがある」とあるが、その理由が条例第6条第1項第5号のどこに該当するかが不明であるし、「関係者からの圧力等」という内容も不明であることから、開示すべきである。
 - ④ 「様式F」及び「様式F(a)」については、不開示理由に「開示を受けた者等が不当な利益を受けるおそれがある」とあるが、そもそも「不当な利益を受けるおそれ」の意味が不明であり、条例第6条第1項第5号の規定に該当する具体的理由が存在しないことから、開示すべきである。
- (6) 条例第6条第1項第6号「行政執行情報」該当として不開示とした部分について
- ① 「様式一懸案」及び「説明資料1-12」については、不開示理由に「今後の交渉事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とあるが、条例第6条第1項第6号に規定する「事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがある」という具体的理由が存在しないことから、開示すべきである。
 - ② 「H20年度要求の性格分析」、「様式8-3」、「様式8-3（詳細）」、「様式C3」及び「様式C3-1」については、不開示理由に「入札予定価格が推察される可能性があり、入札の公正な競争が阻害され、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とあるが、そもそも山形県の公共土木工事では入札予定価格は事前公表されるものであり、しかも概算要求の分析資料等に記載された金額が直接に工事等の予定価格と関連するわけでもなく、条例第6条第1項第6号に規定する「事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがある」という具体的理由が存在しないことから、開示すべきである。
 - ③ 「様式C2」及び「様式一環境」については、不開示理由に「希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすおそれがある」とあるが、要するに、ダム建設予定地内に貴重種が存在するとの情報を非公開としたに過ぎず、むしろこうした情報はダムの建設の是非を判断する際の基本的な情報であることから、最大限公開の方向で検討されるべきである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書及び口頭意見陳述において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

1 本件公文書について

本件公文書は、国の平成20年度予算概算要求に当たって県が作成し、国に提出した資料である。そのため、国も県と同様に本件公文書を保有しているが、国が保有する本件公文書のうち「説明資料1-12」については、本件開示請求の時点までに実施機関が国に依頼してこれを回収し、破棄しているところであり、国に対し同様の開示請求が行われたとしても、「説明資料1-12」については国から開示されることはない状況にある。

2 不開示情報の該当性について

(1) 「個人情報」について

- ① 「説明資料1-4」に記載された、過去に洪水被害を受けた個人の氏名については、特定の個人が識別される情報である。条例第6条第1項第2号ただし書ハに規定する、「個人情報」であっても開示すべき情報であるとの異議申立人の主張については、仮に洪水という自然災害が起こらない限り人命への危害は発生せず、また、洪水により人命への危害が想定されるときは、あらかじめ安全な場所へ避難誘導をすることで危害は避けられるものと考えられることから、条例第6条第1項第2号ただし書ハの規定は適用されず、不開示としたものである。「説明資料1-13」に記載された「個人情報」についても同様である。
- ② 「説明資料1-12」に記載された、組合役員に関する情報については、特定の個人が識別される情報である。組合役員のダム建設に対する賛成・反対の区分を示した部分は特に「個人情報」とは関係がない、との異議申立人の主張については、これを開示することで、一般的に公となっているとの理由で氏名が開示されている組合長の個人情報である賛否の意思が明らかになってしまうことから不開示としたものである。さらに、国により開示され、既に公の情報になっているとの考え方についても、第4の1のとおり、国が保有する資料は県が回収し、既に破棄していることから、今後本件開示請求と同様の開示請求がなされても開示されることはないため、公の情報とまでは言えず、不開示としたものである。

(2) 「法人等情報」について

- ① 「説明資料1-4」に記載された、過去の洪水被害を受けた旅館等の法人に関する情報については、これを開示することにより、当該旅館等法人の経営に対して風評被害等の影響を及ぼすおそれがあるため、又は当該法人の地位、財産権その他正当な権利を害するおそれがあるため不開示としたものである。条例第6条第1項第3号ただし書に規定する「法人等情報」であっても開示すべき情報であるとの異議申立人の主張については、仮に洪水という自然災害が起こらない限り人命への危害

は発生せず、また、洪水により人命への危害が想定される場合は、あらかじめ安全な場所へ避難誘導をすることで危害は避けられるものと考えられることから、条例第6条第1項第3号ただし書の規定は適用されず、不開示としたものである。

- ② 「説明資料1-12」に記載された、組合員数の推移、経営方針、収支決算に関する情報については、開示することにより当該組合の事業運営上の地位その他正当な利益が不当に損なわれるおそれがあることから不開示としたものである。異議申立人は、開示を求めている組合自体に関する情報であるので全部開示すべきであると主張しているが、情報公開制度においては、開示請求者が何人であるか、又は利用の目的等によって当該公文書の開示・不開示の決定が変わるものではないことから、たとえ開示請求者により作成された資料であっても開示することはできず、不開示としたものである。
- (3) 「意思形成過程情報」について
 - ① 「様式C7」、「様式C7(a)」、「様式C7(b)」及び「様式C3-1」について、「開示することにより、誤解や憶測により混乱を生じさせるおそれがある」として不開示とした情報は、今後見込まれる補償基準妥結時期、本体発注時期及び完成時期、予算上の制約を受けた場合の平成21年度以降の年度別予算配分額、補償基準妥結時期、本体発注時期及び完成時期等について独自に想定したものである。地権者への説明会も開催しない段階でこれらの情報を開示すれば、あたかも補償基準が決定されたかのような誤解や憶測により、地権者をはじめとする県民に不当に混乱を生じさせるとともに、県に対する不信感が生じるおそれがあると判断し、不開示としたものである。
 - ② 「様式C2」及び「説明資料1-11」について、「事実関係の確認が不十分な情報であり、関係者の誤解を招き混乱を生じさせるおそれがある」として不開示とした情報は、ダム建設に係る主な市民団体等の動向や現状についての県の現状認識を記載したものである。「事実関係の確認が不十分」とは、組合や地権者の関係者一人ひとりの意思を確認したものではないという意味であり、そのような情報を開示することにより、あたかも関係者一人ひとりの意思を確認した上で記載したかのような誤解や憶測から、組合や地権者等の関係者を混乱や疑心暗鬼に陥らせるおそれがあると判断し、不開示としたものである。
 - ③ 「様式8-3」、「様式8-3(詳細)」、「様式C3」及び「様式C3-1」について、「関係者からの圧力等により事業の進捗に支障を及ぼすおそれがある」として不開示とした情報は、平成20年度実施事業に関する項目別の積算・数量・単価、要求内容の詳細及びその理由に関する情報である。これらの情報を開示することにより補償基準の妥結時期や本体発注時期が推察され、さらにその時期がわか

ることにより、地権者に対し、ダム建設に係る賛否の意見を翻すよう迫る関係者などからの圧力的行為が想定され、当該圧力行為等により不当に混乱を生じ、ひいては事業の進捗に支障を及ぼすおそれがあると判断し、不開示としたものである。

- ④ 「様式F」及び「様式F(a)」について、「開示を受けた者等が不当な利益を受けるおそれがある」として不開示とした情報は、工程、すなわち建設工事等の計画検討に関する情報である。これらの情報を開示することにより、大規模なダム本体工事の本体発注時期が推察され、工事の受注を考えている業者や、その業者に対しその情報を提供しようとしているものが不当な利益を得るおそれがあると判断し、不開示としたものである。なお、このことは、「様式C7」、「様式C7(a)」、「様式C7(b)」及び「様式C3-1」の本体発注時期及び完成時期等の情報についても同様である。
- (4) 「行政執行情報」について
- ① 「様式一懸案」及び「説明資料1-12」について、「今後の交渉事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とあるとして不開示とした情報は、漁業補償の考え方に関する情報である。県として、組合に対し漁業補償の考え方について説明していない段階で、これらの情報を開示することになれば、補償交渉の相手である組合に対し不当に混乱を生じさせ、ひいては今後の漁業補償交渉事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあると判断し、不開示としたものである。
- ② 「H20年度要求の性格分析」、「様式8-3」、「様式8-3(詳細)」、「様式C3」及び「様式C3-1」について、「入札予定価格が推察される可能性があり、入札の公正な競争が阻害され、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」として不開示とした情報は、調査等の事業項目ごとの金額に関する情報である。工事に関する入札予定価格については、事前公表が行われているが、調査や設計の委託については行われていないため、これらの情報を開示することにより入札前に入札予定価格が推察され、特定の業者だけが入札前に有利になることになる。よって、入札契約事務の適正な実施に支障をおよぼすおそれがあると判断し、不開示としたものである。
- ③ 「様式C2」及び「様式一環境」について、「希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすおそれがある」として不開示とした情報は、希少野生動植物種等に指定されている生物の生息地に関する情報である。たとえその情報が大まかな記載内容であっても、これらの情報を開示することにより、悪意のある者にその場所が特定され、当該動植物の保護に支障を及ぼすおそれがあると判断し、不開示としたものである。現段階では、当該情報を明らかにすることの方が、保護への悪影響が強く懸念されるところとされている。

第5 審査会の判断

1 本件開示請求に係る文書について

本件開示請求に係る文書は、最上小国川ダム建設に係る国の平成20年度予算概算要求に当たって県が作成し、平成19年6月に国に提出した資料一式である。本件公文書は別表2に掲げる資料からなり、「様式C7」から「様式-環境」までは国が定める様式により作成された資料であり、表紙の「山形県ダム位置図」と「説明資料1-1」から「説明資料1-13」までは県が任意に作成した資料である。

2 本件事案の審査について

異議申立人は、治水対策はダム建設によらず温泉街の河道改修で十分対応できるものであること、また、ダム建設のような大規模な環境の変化を伴う事業の実施に当たっては、関連する情報を関係住民に十分に開示して住民の意見を聞くべきである、と主張しているが、当審査会は、本件処分の対象となった別表第2に掲げる本件公文書に記載されている情報の開示・不開示の決定が適切なものであるかどうかを条例等に基づいて検討する機関であり、異議申立人が主張するような、ダム建設の是非や手続の妥当性について審査する機関ではない。

審査に当たっては、異議申立人及び実施機関双方より意見を聴取するとともに、本件公文書についてインカメラ審理を行い、不開示の理由となった条例第6条第1項第2号、同第3号、同第5号及び同第6号への該当性について検討を行った。

なお、異議申立人は、本件開示請求及び本件処分に対する異議申立てを自らが招いた報道機関の前で行い、その後記者会見を開くなどしており、異議申立人及び本件異議申立が行われたとの情報は公になっていると考えられることから、本答申においては、異議申立人の主張要旨、実施機関の主張要旨及び審査会の判断の各部分において、異議申立人が特定され得る表現をそのまま採用したところである。

3 条例第6条第1項第2号該当性について

条例第6条第1項第2号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは他の情報と照合することにより識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示をすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報とすると規定している。

また条例は、同号ただし書において、同号本文に該当するとしても例外的に開示できる情報を定めている。これは、個人に関する情報は不開示の扱いとする原則のもと

で、一般的に当該個人の利益保護の観点から不開示とする必要のないもの及び保護利益を考慮しても開示する必要性の認められるものについて、個別具体的に明確化したうえで、例外的に不開示情報から除くこととしたものである。

実施機関は、本件公文書において不開示とした情報は同号に該当すると主張しているので、以下、本件公文書の同号該当性について検討する。

(1) 過去の洪水によって被害を受けた個人に関する情報

「説明資料1-4」に記載された、過去の洪水発生時に床上浸水や床下浸水等の洪水被害を受けた個人の氏名は、特定の個人が識別される情報であり、条例第6条第1項第2号本文に規定する個人に関する情報に該当する。異議申立人は、同号ただし書ハに規定する「人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示をすることがより必要であると認められる情報」に該当し、個人に関する情報であっても開示すべき情報であると主張しているが、検討の結果、過去の洪水被害を受けた個人の氏名については、開示することにより保護される利益が開示を維持することにより保護されるプライバシー等の利益を上回るとまでは認められないことから、条例第6条第1項第2号ただし書ハの規定には該当しないと考えられる。

ただし、「説明資料1-4」に記載された、洪水被害のあった地域を示す住宅地図については、特定の個人と被害の有無が結びつかない程度に開示されるべきであり、（地図上に記された河川、道路に加え、）洪水被害の有無が分からないように処理を施した後の建物の形状についても開示すべきである。

(2) 組合役員に関する情報

「資料1-12」に記載された、組合役員に関する情報のうち、組合長以外の副組合長、理事、監事、職員及び支部代表者の氏名については、特定の個人が識別される情報であることから条例第6条第1項第2号本文に規定する個人に関する情報に該当し、同号ただし書イに規定する「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しないことから、実施機関の判断は妥当であると考えられる。

しかし、実施機関において、組合長の「個人情報」として不開示としている、いわゆるダム建設に対する賛否を示す凡例については、組合長はこれまで様々な場面でダム建設に対する立場を明言しており、その賛否は既に公になっていると考えられることから、その「個人情報」を理由として不開示とする実施機関の判断は妥当ではない。よって、ダム建設に対する組合長の賛否を示す凡例は条例第6条第1項第2号に規定する個人に関する情報とはいえないことから、実施機関のその他の主張にかかわりなく、開示すべきである。

(3) 知事要望に訪れた者等に関する情報

「資料1-13」に記載された、知事にダム建設を要望している様子を写した写真にある個人の顔や面会者の氏名は、特定の個人が識別される情報であるが、面会の際は報道機関に公開されており、不開示とされた部分については一般に公にされている情報であると考えられることから、異議申立人が主張する条例第6条第1項第2号ただし書には該当しないものの、同号ただし書イに規定する、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当すると認められ、開示すべきである。

4 条例第6条第1項第3号該当性について

条例第6条第1項第3号本文は、「開示をすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある情報」を不開示情報とするとしている。

また、条例は同号ただし書において、同号本文に該当するとしても、例外的に開示できる情報を定めている。これは、当該不開示情報を公にすることにより人の生命等が保護されることとなる利益と、これを公にしないことにより保護される法人等の権利利益等とを比較衡量し、前者を保護するために当該情報を公にする必要性があると認められる場合は例外的に不開示情報から除くこととしたものであり、法人等情報を公にすることが人の生命等の保護に役立つというだけでは足りないと解されている。

実施機関は、本件公文書において不開示とした情報は、同号に該当すると主張しているので、以下、本件公文書の同号該当性について検討する。

(1) 過去の洪水によって被害を受けた法人等に関する情報

「説明資料1-4」に記載された、過去の洪水発生時に床上浸水や床下浸水等の洪水被害を受けた旅館等の法人等の名称については、これを開示することにより、当該法人等に対して洪水被害を原因とする風評被害を招き、当該法人等の経営に影響を及ぼし、ひいては当該法人等の地位、財産権その他正当な権利を害するおそれがあることから、条例第6条第1項第3号に該当すると認められる。また、異議申立人は、同号ただし書に規定する「人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活への侵害から人の生命等を保護するため、開示をすることがより必要であると認められる情報」に該当し、不開示情報であっても開示すべき情報であると主張しているが、同号ただし書の規定について、当該法人等の情報を公にすることにより保護されることとなる利益が、これを公にしないことにより保護される法人等の権利利益を上回る情報とまでは認められないことから、条例第6条第1項第3号ただし書の規定には該当しないと考えられる。

ただし、洪水被害のあった地域を示す住宅地図については、特定の法人と被害の有

無が結びつかない程度に開示されるべきであり、（地図上に記された河川、道路に加え、）洪水被害の有無が分からないように処理を施した後の建物の形状についても開示すべきである。

(2) 組合の経営に関する情報

「説明資料1-12」に記載された、組合員数、経営方針、収支決算等に関する情報は、組合の事業活動を行ううえでの内部管理に属する事項に関する情報であって、開示をすることにより、当該法人の事業運営が不当に損なわれるおそれがある情報と認められる。

異議申立人は、開示を求めている組合自体に関する情報であることを理由に開示すべき旨を主張しているが、県民等に対し等しく開示請求権を認める情報公開制度のもとでは、開示請求者が何人であるか、又は利用の目的等によって開示・不開示の決定等が変わるものではないことから、異議申立人の上記主張は認められず、条例第6条第1項第3号に該当すると考えられる。

5 条例第6条第1項第5号該当性について

条例第6条第1項第5号本文は、「県の内部の審議、検討又は協議に関する情報であって、開示をすることにより、率直な意見の交換が不当に阻害され、意思決定の中立性が不当に損なわれ、県民その他のものに不当に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とすると規定している。これは、県の内部において未成熟な情報が開示され又は情報が尚早な時期に開示されると、誤解や憶測に基づき県民の間に混乱を生じさせ、又は投機を助長するなどして特定の者に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるためと解されている。

実施機関は、本件公文書において不開示とした情報は、同号に該当すると主張しているので、以下、本件公文書の同号該当性について検討する。

(1) 本体発注時期等に関する情報

実施機関は、「様式C7」、「様式C7(a)」、「様式C7(b)」及び「様式C3-1」に記載された、基準妥結時期や本体発注時期、予算制約下でシミュレーションを行った年度別予算配分、試験湛水時期や完成予定時期等の情報について、これを開示することにより、誤解や憶測により地権者や県民に不当に混乱を生じさせるとともに、地権者等の混乱により県に対する不信感が生じるおそれがあると判断し、不開示としたと主張する。

実施機関の説明によると、ダムは平成27年度完成予定、ということだけが公にされている情報であって、それ以外の基準妥結時期や本体発注時期等については明らか

にされていない。通常、こうした工事の場合は、工事予定地における地権者との補償基準が妥結し、用地買収や各種補償が完了した後に本体が発注される、との説明から判断すると、補償基準が妥結していない状況において、本体発注時期や補償基準時期に関する情報が公にされれば、地権者等に対し、補償基準の妥結等の手続について何も知らされないまま、あたかも決定しているかのような誤解や憶測を与えかねず、県に対する不信感を生じさせるおそれがあることから、条例第6条第1項第5号に該当すると考えられる。

また、完成予定時期が平成27年度以降になると仮定した場合の検討状況を示す「様式C7(b)」の平成21年度以降の年度別予算配分、試験湛水時期や完成予定時期等に関する情報については、あくまでも仮定として県の内部において検討したに過ぎない未成熟な情報であり、公にすることにより県民その他のものに不当に混乱を生じさせるおそれがあると認められることから、条例第6条第1項第5号に該当すると考えられる。

(2) 市民団体等の動向等に関する情報

実施機関は、「様式C2」、「説明資料1-11」に記載された、ダム建設に係る主な市民団体等の動向や現状等への県の現状認識の情報については、事実関係の確認が不十分な情報であり、これを開示することにより関係者の誤解を招き混乱を生じさせるおそれがあると判断し、不開示としたと主張する。

実施機関が不開示とした部分は、県が国に対して本件公文書を提出するに当たり、ダム建設に係る主な市民団体等の動向や現状等について説明した情報であるが、「様式C2」の「主な市民団体の動向」及び「用地補償等」欄の部分については、いわば客観的に事実として明らかになっている情報を記載したものであり、開示をすることにより県の意思形成に何ら不当な混乱が及ぶおそれがあるとはいえず、これらの情報が公にされたとしても県民その他のものに不当に混乱を生じさせるとまでは認められないことから、開示すべきであると考えられる。

一方、「説明資料1-11」については県の主観的意見であり、県の主観的認識のもと記載されたこれらの情報が公にされれば、いわば情報が独り歩きする事態や、実施機関が主張するように、一人ひとりの意思を確認したわけではないにもかかわらず、あたかも関係者一人ひとりの意思を確認したかのような誤解や憶測を招くことは否定できず、こうした誤解や憶測から、組合や地権者等の関係者を混乱や疑心暗鬼に陥らせ、県民その他のものに不当に混乱を生じさせるおそれがあると認められることから、条例第6条第1項第5号に該当すると考えられる。

(3) 平成20年度実施内容に係る項目・数量等の情報

実施機関は、「様式8-3」、「様式8-3（詳細）」、「様式C3」及び「様式

C3-1」に記載された、平成20年度実施内容のうち項目・数量に関する情報又は要求詳細内容及びその理由等の情報について、これを開示することにより本体発注時期等が推察され、その時期がわかることにより地権者に対する関係者からの圧力的行為が考えられ、圧力行為等を受けることにより不当に混乱を生じ正常な判断ができなくなり、ひいては事業の進捗に支障を及ぼすおそれがあると判断し、不開示としたと主張する。

実施機関が不開示とした部分は、ダム建設に係る平成20年度の実施内容の項目や数量等の情報である。ダム建設工事に関する調査等についての実施内容の項目や数量から、工事関係者が見れば補償基準妥結時期や本体発注時期等が推測されるおそれがあるとのことであるが、補償基準妥結時期や本体発注時期等が推測されることにより、地権者に対する関係者からの圧力的行為のほか、第5の5(1)でも述べたとおり、地権者等に対し誤解や憶測を与えかねず、県に対する不信感を生じさせるおそれが否定できないことから、条例第6条第1項第5号に該当すると考えられる。

(4) 工程等の情報

実施機関は、「様式F」及び「様式F(a)」に記載された、工程に関する情報について、これを開示することにより、大規模なダム本体工事の本体発注時期が推察され、工事の受注を考えている業者や、その業者に対しその情報を提供しようとしているものが不当な利益を得るおそれがあると判断し、不開示としたと主張する。

実施機関が不開示とした部分はダム建設工事のほか、建設工事に係る測量や試験等の平成20年度以降の実施時期について記載した部分である。これら具体的な工事等発注の見通しに係る情報は、どんな工事や調査がいつ頃実施予定であるかが一目で分かり、これから工事等の入札に参加しようとする業者が当該情報を入手することにより十分な準備をもって入札に臨むことができるため、開示することにより特定のものに不当に利益を与えるおそれがあると認められるほか、第5の5(1)でも述べたとおり、地権者等に対し誤解や憶測を与えかねず、県に対する不信感を生じさせるおそれが否定できないことから、条例第6条第1項第5号に該当すると考えられる。

6 条例第6条第1項第6号該当性について

条例第6条第1項第6号本文は、「県の事務又は事業に関する情報であって、開示をすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とすると規定している。これは、県の事務・事業の適正な実施を確保する観点から、これに支障を及ぼすおそれがあるものについて不開示情報とすることとし、その要件を定めたものである。

実施機関は、本件公文書において不開示とした情報は、同号に該当すると主張しているため、以下、本件公文書の同号該当性について検討する。

(1) 補償の考え方に関する情報

実施機関は、「様式一懸案」及び「説明資料1-12」に記載された、漁業補償の考え方に関する情報については、これを開示することにより、補償交渉の相手方である組合に対し不当に混乱を生じさせ、ひいては今後の漁業補償交渉事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあると判断し、不開示としたと主張する。

実施機関が不開示とした部分は、漁業補償の考え方や対応方針について県の内部で検討した情報である。県の公共事業の実施に当たっては、用地買収や営業活動等の損失等、補償を伴う事業が行われることが少なくない。これから公共事業を実施しようというときに、具体的な補償額はもとより、補償交渉の進め方などの情報が事前に公になると、補償額自体が独り歩きし、あるいは過去又は他の補償額との比較ができることにより補償額に対する不満が生じ、補償交渉が難航するなど、事業の推進が困難になることが推測される。よって、開示することにより事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第6条第1項第6号に該当すると考えられる。

ただし、当審査会の検討の過程では、公共事業の実施に伴い、相応の補償事務が生じるのは当然であり、実施機関が不開示とした部分の一部の記載、一般論として漁業補償についての考え方を記載したに過ぎないと考えられる部分については、これを開示することにより今後の事業の適正な実施に支障を及ぼすとまでは認められないのではないかと、との意見が述べられたところである。この意見について協議を重ねた結果、一般的な考え方であっても、これを開示することにより、開示部分の内容に実施機関の対応が縛られることになるおそれは否定できず、結果として今後の事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがないとまでは言い切れない、との結論に達したところである。

(2) 平成20年度実施内容に係る金額の情報

実施機関は、「H20 年度要求の性格分析」、「様式8-3」、「様式8-3（詳細）」、「様式C3」及び「様式C3-1」に記載された、ダム建設に係る平成20年度の実施内容の項目や数量に係る金額の情報については、これを開示することにより、入札予定価格が推察される可能性があり、入札の公正な競争が阻害され、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断し、不開示としたと主張する。

実施機関が不開示とした部分は、第5の5(3)により不開示とした、ダム建設に係る平成20年度実施内容の項目・数量に対応する金額の情報である。異議申立人は、入札予定価格は事前に公表されるものであり、また、当該金額の情報を開示してもこ

これらの金額が直接に予定価格と結びつく情報であるとはいえないことから、条例第6条第1項第6号には該当しないと主張する。しかし、県の「山形県入札・契約に係る情報の公表に関する実施要領」によれば、建設工事に係る測量、設計、調査等の業務委託を入札に付した場合、予定価格は落札者決定後に、予定価格の積算内訳については契約締結後に、それぞれ公表することとされており、事前に公表する取扱いであるとは認められない。また、事務費及び事業の合計金額以外は、具体的な調査等の内容に対応した金額が記載されており、これら金額の情報が明らかになると予定価格が推測され、入札の公正な競争が阻害されて契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第6条第1項第6号に該当すると考えられる。

(3) 希少野生動植物種の生息地に関する情報

実施機関は、「様式C2」及び「様式一環境」に記載された、希少野生動植物種等に指定されている生物の生息地の情報については、これを開示することにより、希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすおそれがあると判断し、不開示としたと主張する。

実施機関が不開示とした部分は、環境省レッドリスト等に掲載されている貴重種がどの場所で確認され、あるいはダム建設工事のどの区域に生息しているか、についての情報である。異議申立人は、貴重種の情報はダム建設の是非を判断する際の基本的な情報であり開示すべきであると主張しているが、第5の4(2)でも述べているとおり、開示請求者が何人であるか、又は利用の目的等によって開示・不開示の決定等が変わるものではない。

実施機関は、既にダム建設工事対象区域に生息する貴重種の名前を開示してその存在自体を明らかにしていることから、この限られた工事対象区域を考えた場合に、生息場所の情報を不開示とすることについて、どれだけの合理性があるのかについては疑問である。また、これら貴重種が、工事対象区域及びその周辺地域のどこで確認できたかについては、既に県のホームページで明らかにされていたと考えられるものも見受けられる。

以上、希少野生動植物種の生息地に関する情報であるとして実施機関が不開示とした部分については、これを開示することにより、貴重種の保護に支障を及ぼすおそれがあると認めるに足る実施機関からの説明は得られなかったことから、すべて開示すべきであると考えられる。

7 結論

以上の事実及び理由により、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は別記のとおりである。

別表 1

公文書の件名	開示すべき部分
最上小国川ダムに関する平成 20 年度概算要求ヒアリング資料	
「様式 C 2」	全部
「様式一環境」	全部
「説明資料 1 - 4」	洪水被害のあった地域を示す住宅地図のうち、（地図上に記された河川、道路に加え、）洪水被害の有無が分からないように処理を施した後の建物の形状
「説明資料 1 - 12」	組合役員名が記載された表の欄外上に記載された凡例の部分
「説明資料 1 - 13」	全部

別表 2

◇ 最上小国川ダムに関する平成 20 年度概算要求ヒアリング資料	
1	山形県ダム位置図
2	様式C 7 年度別予算配分予定表
3	様式C 7 (a) 年度別予算配分予定表
4	様式C 7 (b) 年度別予算配分予定表
5	様式一懸案
6	様式一S 全体計画・基本協定状況表
7	様式一L 平成 19 年度歳出予算の執行状況【共同費】
8	様式一個別
9	H20 年度要求の性格分析
10	段階別事業費整理表
11	様式8の2 最上小国川 最上小国川治水ダム建設工事計画説明表 (補助事業)
12	様式8-3 平成 20 年度最上小国川ダム建設工事年度別内訳及び実施内容
13	様式8の4 最上小国川 最上小国川ダム事業計画概要図 (山形県)
14	最上小国川 最上小国川ダム建設事業計画説明図 (山形県)
15	様式C 1
16	様式C 2
17	様式8-3 (詳細) 平成 20 年度最上小国川ダム建設工事年度別内訳及び実施内容 (詳細版)
18	様式C 3
19	様式C 3-1
20	様式F 最上小国川ダム建設工事年度別工事予定表
21	様式F (a) 最上小国川ダム建設工事年度別工事予定表
22	様式T コスト縮減対策に関する取組状況
23	様式一環境 環境情報調査票
24	H20 概算要求ヒアリング説明資料 1-1 治水の必要性
25	H20 概算要求ヒアリング説明資料 1-2 最上小国川ダムによる水位低減効果
26	H20 概算要求ヒアリング説明資料 1-3 最上小国川ダムによる浸水域低減効果
27	H20 概算要求ヒアリング説明資料 1-4 治水の必要性 平成 10 年 9 月 16 日台風 5 号洪水被害

28	H20 概算要求ヒアリング説明資料 1-5 治水の必要性 平成 10 年 9 月 16 日の台風 5 号による出水状況
29	H20 概算要求ヒアリング説明資料 1-6 治水の必要性 平成 18 年 12 月 27 日低気圧による降雨・融雪 洪水被害
30	H20 概算要求ヒアリング説明資料 1-7 治水の必要性
31	H20 概算要求ヒアリング説明資料 1-8 治水の必要性
32	H20 概算要求ヒアリング説明資料 1-9 治水の必要性
33	H20 概算要求ヒアリング説明資料 1-10 治水の必要性
34	H20 概算要求ヒアリング説明資料 1-11 ダム反対論者による活動
35	H20 概算要求ヒアリング説明資料 1-12 小国川漁業協同組合について (平成 19 年 6 月 10 日第 58 年度通常総代会資料から)
36	H20 概算要求ヒアリング説明資料 1-13 地元の最上小国川ダム知事要望

別 記

年 月 日	処 理 内 容
平成20年 6月19日	諮問庁から諮問を受けた。
平成20年 7月15日	諮問庁から公文書一部開示決定に係る理由説明書を受理した。
平成20年 8月 7日	異議申立人から意見書を受理した。
平成20年 9月 5日 (第6回審査会)	事案の概要説明を行った。
平成20年10月21日 (第7回審査会)	事案の審議を行った。
平成20年12月 1日 (第8回審査会)	異議申立人及び実施機関から意見を聴取した。 事案の審議を行った。
平成21年 1月20日 (第9回審査会)	事案の審議を行った。
平成21年 3月24日 (第10回審査会)	事案の審議を行った。
平成21年 5月19日 (第11回審査会)	事案の審議を行った。

山形県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

任期：平成19年4月1日～平成21年3月31日

氏名	役職	備考
水上 進	弁護士	会長
伊藤 三之	弁護士	会長職務代理者
和泉田 保一	山形大学人文学部講師	
岡 寄 邦子	元 人権擁護委員	
鈴木 多喜子	株式会社東雲観光グループ会長	

任期：平成21年4月1日～平成23年3月31日

氏名	役職	備考
水上 進	弁護士	会長
伊藤 三之	弁護士	会長職務代理者
安達 ひさ子	株式会社安達自動車ボデー製作所代表取締役	
和泉田 保一	山形大学人文学部講師	
須賀 まり子	人権擁護委員、山形市教育委員	